

第1問 答案用紙<1>
(企業法)

問題1	<p>本件契約の効果については、1. Bが適法に取締役を選任され、かつ、2. 適法に代表取締役に役に選定されているか、また、3. Bは単独で本件契約を締結できるか、を検討する必要がある。</p> <p>1. Bは、Aによって取締役に指名されているが、本来、取締役の選任には、株主総会決議が必要とされているため(329条1項)、その適法性が問題となる。ここで、Aは甲会社の一人株主であるから、Aによる指名は、株主総会決議と同視できる。従って、Bは適法に選任された取締役である。</p> <p>2. Bは、自らを代表取締役に決しているが、本来、代表取締役の選定には取締役会決議が必要とされている(362条2項3号)、その適法性が問題となる。ここで、甲会社は、株主総会によっても代表取締役を選定しようとの定款規定を設けているが(295条2項)、株主総会で代表取締役の選定・解職を決議できるとすると、取締役会の監督権限が実質的な裏付けを失ってしまうとして、本件規定を無効と考えることもできる。思うに、株主総会が代表取締役を選定した場合であっても、取締役会はその解職を議題とする株主総会を招集することで、監督権限の実効性を維持できるはずである。従って、本件規定は有効であると解する。その上で、甲会社の一人株主となったBが自らを代表取締役として定めるのは、選定の株主総会決議と同視できるため、Bは適法に選定された代表取締役である。</p> <p>3. 多額の借財には、取締役会の決議が必要となるが(362条4項2号)、「多額」か否かは、相対的なものであって、全ての会社に共通する画一的な基準があるわけではないため、会社の規模、業種、借入目的等によって個別具体的に決する他ない。本問の借入額200万円は、総資産20億円のわずか0.1%にすぎないこと、また、取締役会規則で取締役会決議を要するとされている1,000万円以上の借入れにも該当しないため、Bは本件契約を単独で締結できる。</p> <p>4. 以上より、本件契約の効果は甲会社に帰属する。</p>
問題2	<p>取締役は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができるが(339条1項)、解任された者は、その解任について「正当な理由」がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる(同条2項)。これは、取締役に對する株主の監督権限が機能するように、339条1項で株主による解任の自由を保障する一方で、同条2項で取締役の任期に対する期待を保護する趣旨である。従って、同2項で会社が免責される「正当な理由」とは、職務執行にあたって障害となるべき状況が客観的に生じた場合、具体的には、取締役に、任務懈怠、不正行為、違法行為があった場合や経営能力が明らかに欠如していた場合等に限られ、「解任によって生じた損害」は、残存任期を満了していれば得られていたはずの報酬等の額と解すべきである。</p> <p>以上より、BとCの私生活上のトラブルを原因として、BがCを逆恨みし、その結果、「Cへの信頼が喪失した。」とするのは、Cを解任する「正当な理由」にはあたらない。従って、Cは、甲会社に対し、解任翌月の令和4年7月から令和11年6月までの7年間に受け取るはずであった役員報酬等相当額を損害額として、その賠償を請求できる。</p>

第2問 答案用紙<1>
(企業法)

問題1	<p>新設分割をする場合、新設分割後新設分割株式会社に対して保証債務の履行を含む債務の履行を請求することができない新設分割株式会社の債権者は、分割会社に対して異議を述べることができる(810条1項2号)。新設分割の前後で会社の財産価値に変動がない分割会社に債務の履行を請求できる債権者に対して、新設分割によって債務者が交替した上記債権者については債権者保護の必要があるためである。本件新設分割において、株主総会の決議事項①②により、丙会社のβ事業に係る一切の権利義務は丁会社に継承され、継承対象の債務については丁会社のみが弁済の責任を負うことから、β事業に係る債務についての債権者は丙会社に対して債務の履行を請求できない。また、株主総会の決議事項③より、全部取得条項付種類株式の取得や剰余金の配当は行われなため、新設分割株式会社の債権者のすべてが異議を述べるができる債権者とはならない(810条1項2号かっこ書き)。</p> <p>以上より、本件新設分割について異議を述べることができる債権者はβ事業の債権者である。</p>
問題2	<p>Aの損害は、本件新設分割の効力発生前に丙会社の責めに帰すべき原因で生じている。このため、丙社が有するβ事業に係る不法行為に基づく損害賠償請求に対する債務として、新設分割によって丁社に承継されており、新設分割の効力発生後において、Aの丙社に対する損害賠償請求は原則として認められない。</p> <p>しかし、810条1項2号の規定により異議を述べるができる新設分割会社の債権者であって、各別の催告を受けなかったものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、新設分割会社に対して新設分割会社が、<u>新設分割設立株式会社の成立の日</u>に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる(764条2項)。</p> <p>ここでAは、新設分割の効力発生後に体調異変の原因が丙社製造の医薬品の服薬であると判明し損害賠償請求を行っており、810条1項2号の規定により異議を述べることができる債権者である。</p> <p>次に、丙社は官報及び電子公告の方法によって新設分割計画を公告しており、この場合、新設分割をする場合における不法行為によって生じた新設分割株式会社の債務の債権者に対するものを除き、各別の催告を要しない(810条3項)。</p> <p>ここで、Aへの丙社製造医薬品の服薬による損害賠償は不法行為によって生じた新設分割株式会社の債務の債権者に対するものであり、各別の催告を要するが、丙社は新設分割の効力発生前に当該損害を認知できず、Aは知っている債権者(810条2項柱書)として各別の催告を受けていない。</p> <p>以上より、810条1項2号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であって、各別の催告を受けなかったAは、丙社が、<u>新設分割設立株式会社の成立の日</u>に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。</p>